

令和7年2月7日
【国土交通省】

【概要書】

令和5年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める 施策の実施の状況に関する報告について(令和5年度)

1. 報告の趣旨

国鉄長期債務の処理については、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)に基づき実施されている。

本報告は、同法第31条の規定に基づき、令和5年度に実施した国鉄長期債務の処理に関する施策の実施状況を国会に報告するものである。

【参考】

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)(抄)
(国会に対する報告)

第31条 政府は、毎年、国会に対し、この法律に定める施策の実施の状況を報告しなければならない。

2. 報告内容の概要

(1) 国(一般会計)における承継債務の処理概要

	令和4年度末	令和5年度末	対前年度増減
国鉄長期債務残高	15兆2,561億円	15兆715億円	▲1,846億円

昭和62年4月の国鉄改革において、国鉄長期債務等の総額37.1兆円のうち、25.5兆円は国鉄清算事業団に承継された。

しかし、国鉄清算事業団に承継された債務は土地や株式の資産処分収入を順調に確保できなかったこと等から、平成10年10月には28.3兆円まで膨張したため、新たな処理スキームにより24.0兆円を国(一般会計)において処理することとされた。

(2) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う特例業務の状況

① 旧国鉄職員に対する年金等の支払い	<u>473億円</u>
② JR二島貨物の経営自立のための支援	<u>487億円</u>